

熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月30日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第14号

熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熱海市議会議員及び熱海市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。